

矯正管区長
少年院長

在院者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成27年5月27日

法務大臣 上川陽子
(公印省略)

在院者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令
(趣旨)

第1条 この訓令は、在院者に対する物品の貸与及び支給並びに在院者による物品の自弁並びに在院者に係る金品の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、少年院法（平成26年法律第58号。以下「法」という。）及び少年院法施行規則（平成27年法務省令第30号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(在院者に貸与等する日常生活に必要な物品)

第3条 法第60条第1項の規定により在院者に貸与する同項第1号に掲げる物品は、別表1に掲げるとおりとする。

2 少年院の長は、少年院の所在地の気候、在院者の身体的状況、当該物品の用途その他の事情に応じて、別表1に掲げる物品の貸与の方法、時期及び数量を定めるものとする。

3 法第60条第1項の規定により在院者に貸与し、又は支給する同項第3号に掲げる物品は、別表2に掲げるとおりとする。

(在院者に貸与等する日常生活に用いる物品)

第4条 法第60条第2項の規定により在院者に貸与し、又は支給することができる物品の品名及びその貸与又は支給の基準は、別表3のとおりとする。

(在院者に貸与等する子の養育に必要な物品)

第5条 法第59条第3項の規定により在院者に貸与し、又は支給する子の養育に必要な物品は、別表4のとおりとする。

(矯正局長の認可による物品の貸与等)

第6条 少年院の長は、第3条第1項及び第3項、第4条並びに前条の規定にかかわらず、法第60条第1項第1号又は第3号に掲げる物品、同条第2項に規定する物品及び子の養育に必要な物品のうち、別表1から別表4までに

掲げる物品以外のものについて、特に必要があると認める場合には、矯正局長の認可を受けて、在院者にその物品を貸与し、又は支給することができる。
(自弁を許す場合における物品の貸与等)

第7条 少年院の長は、在院者に対し、自弁の食料品（食事として自弁を許すものに限る。以下この項において同じ。）を摂取することを許す場合には、食事を支給しないものとする。在院者がその子に自弁の食料品を摂取させることを許す場合も、同様とする。

2 少年院の長は、在院者に対し、自弁の物品（食料品を除く。）を使用し、若しくは摂取し、又はその子に使用させ、若しくは摂取させることを許したときは、その許す物品に相当する物品を貸与し、又は支給しないことができる。

(自弁の物品の使用等)

第8条 規則第37条第2項の規定により在院者に自弁のものの使用を許す下着の品名及び靴下は、別表5のとおりとする。

2 規則第37条第2項に規定する法務大臣が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 外部の者を招待して行う式典その他の行事に参加させる場合
- (2) 宿泊面会をさせる場合
- (3) 出院後の社会生活に円滑に移行するための処遇を行う場合

3 規則第37条第3項の規定により在院者に自弁のものの摂取を許すことができる法第61条第2号及び第4号に掲げる物品の品名は、別表6のとおりとする。

4 規則第37条第3項に規定する法務大臣が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 保護者その他相当と認める者が、少年院で実施する活動に参加する場合
- (2) 外部の者の協力を得て、野外活動、運動競技その他の活動を実施する場合

5 規則第37条第4項の規定により在院者に自弁のものの使用を許すことができる法第61条第3号に掲げる物品の品名は、別表7のとおりとする。

6 規則第37条第5項の規定により在院者に自弁のものの使用を許すことができる法第61条第5号に掲げる物品の品名は、別表8のとおりとする。

(子の養育に必要な物品の自弁)

第9条 法第59条第4項の規定により在院者に自弁のものを使用し、若しくは摂取し、又はその子に使用させ、若しくは摂取させることを許す子の養育に必要な物品は、別表9のとおりとする。

(矯正局長の認可による自弁の物品の使用等)

第10条 少年院の長は、第8条（第4項を除く。）及び前条の規定にかかわらず、下着、法第61条第1項第2号から第5号までに掲げる物品及び子の

養育に必要な物品のうち、別表5から別表9までに掲げる物品以外のものについて、特に必要があると認める場合には、矯正局長の認可を受けて、在院者又はその子が自弁のものを使用し、又は摂取することを許すことができる。

(物品の形状又は規格)

第11条 少年院の長は、在院者に自弁のものを使用し、若しくは摂取し、又はその子に使用させ、若しくは摂取させることを許す物品について、規律及び秩序の維持その他管理運営上の必要がある場合には、あらかじめ形状又は規格を定めることができる。

(自弁の衣類の洗濯等)

第12条 少年院の長は、在院者又はその子の自弁の衣類について、必要に応じ、洗濯、補修又は交換をするよう求めるものとする。

2 自弁の衣類を洗濯し、又は補修するために要する費用については、在院者が負担することができない場合において、相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

(他の性別に係る身体的特徴に近似する外観を備えている在院者についての留意事項)

第13条 少年院の長は、その身体について他の性別に係る身体的特徴に近似する外観を備えている在院者から、別表1、別表2、別表5及び別表8に掲げる物品のうち、他の性別に限り使用が予定されているものについて使用の申出があった場合において、個別具体的な事情を考慮し、必要と認めるときは、これを許すことができる。

(事業者の指定)

第14条 少年院の長は、規則第43条第2号に規定する事業者を指定するに当たっては、差入れ及び購入の事務に支障を生ずることがないように必要な事項を調査するものとする。

2 前項に定める調査に関し必要な事項は、矯正局長が定める。

(仮に収容されている者)

第15条 法第133条第3項に規定する少年院に仮に収容されている者に対する物品の貸与及び支給並びにその者による物品の自弁並びにその者に係る金品の取扱いについては、その性質に反しない限り、この訓令中の在院者に関する規定を準用する。

附 則

この訓令は、法の施行の日（平成27年6月1日）から施行する。

附 則〔令和4年法務省矯総訓第2号法務大臣訓令〕

この訓令は、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。